



その8

H30.5.24

パラパラめくって、ミライon



市政トピックス

Information 市立図書館仮事務所 ☎52・2457

図書館・史料館仮事務所のサービスを終了します

11月末に開館を予定している「ミライon図書館」への引っ越し準備のため、図書館・史料館仮事務所で提供している図書サービスなどを終了します。ご理解・ご協力をお願いします。

サービス	終了日	
図書の貸出	団体	2月20日(水) 返却期限 3月22日(金)
	個人	3月10日(日) 返却期限 3月24日(日)
図書の返却	3月24日(日)	
新聞・雑誌の閲覧		
歴史資料の閲覧		
図書・歴史資料の複写		
利用者駐車場		

Information 安全対策課(内線214)

警察署での運転免許手続業務を廃止します

4月1日から、大村警察署で行う運転免許手続業務(更新、再交付、申請取消、運転経歴証明書発行、記載事項変更、条件変更など全ての手続業務)は廃止されます。

今後、これらの手続は、**運転免許試験場で実施**します。

- 運転免許試験場 ☎53・2128
- 大村警察署 ☎54・0110

Information ①福祉総務課(内線603) ②男女いきいき推進課 ☎54・8715

総合福祉センター、男女共同参画推進センターを休館します



4月1日に中心市街地複合ビルへ移転する引っ越し準備のため、会議室の貸し出しなどを休止します。

施設名	休館期間
①総合福祉センター	3月6日(水)～31日(日)
②男女共同参画推進センター	3月8日(金)～31日(日)

Information 市民課(内線101)

証明書コンビニ交付サービスを停止します

システムメンテナンスや電気設備点検のため、証明書コンビニ交付サービスを停止します。

停止日時		停止する証明書
2月17日(日)	終日	すべての証明書
26日(火)	17時30分～21時30分	戸籍の証明書(登録申請含む)

Information 用地管財課(内線237)

2月17日(日)は、市役所本庁舎を全館停電します

市役所本庁舎の電気設備点検のため全館停電します。

日時 2月17日(日)、終日

- 利用できないサービス
- ・市ホームページ
 - ・証明書自動交付機
 - ・証明書コンビニ交付サービス



税の申告受付が始まります

平成31年度の「市県民税」と平成30年分の「所得税」の申告の時期です。

この申告は、平成31年度に納めていただく市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの額を算定するための重要な手続きになります。期限内に必ず申告してください。

市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告

●税務課(内線117)

受付会場

受付時間 9時～11時30分／13時～16時

地区	受付日	ところ
竹松	1月30日(水)～2月1日(金)	竹松住民センター
萱瀬	2月4日(月)	萱瀬 //
西大村	2月5日(火)～8日(金)	中地区公民館(注)
松原	12日(火)	松原住民センター
福重	13日(水)	福重 //
三浦	14日(木)	三浦 //
鈴田	15日(金)	鈴田 //
大村	18日(月)～28日(木) ※平日のみ	市役所大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、3月1日(金)～15日(金)(平日のみ)に、市役所大会議室で受け付けます。

(注)駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

申告に必要なもの

- ①前年中(平成30年1月～12月)の収入を証明する書類
 - ・給与または公的年金等の源泉徴収票・支払明細書・支払調書など
 - ・営業、農業、不動産などの事業所得のある人は、あらかじめ作成した収支内訳書
- ②各種控除を受けるための証明書または領収書など
 - ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの証明書
 - ・医療費控除を受ける人は、ご自身で作成した「医療費控除の明細書」、もしくは健康保険組合などが発行した医療費通知書
 - ・配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類
- ③印かん(認印可、シャチハタ不可)
- ④本人確認書類 ※a、bいずれか
 - a.マイナンバーカード(顔写真付きのもの)→申請については13ページへ
 - b.マイナンバー通知カード+身元確認書類(運転免許証、保険証、身体障害者手帳、パスポート、在留カードなど)
- ⑤申告書

申告書は会場にもありますので、①～④を持参すれば受け付けできます。また、市役所や各住民センターにもありますので、郵送で提出する場合などのご利用ください。

※「所得税の確定申告」をする人は、市県民税の申告を兼ねていますので、別途申告する必要はありません。

所得税の確定申告

●諫早税務署 ☎22・1370

諫早税務署

期間 2月18日(月)～3月15日(金)※平日のみ

※ただし、還付の申告は随時受け付けます。

時間 9時～16時

※申告期間は、税務署周辺の道路が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

諫早税務署閉庁日の対応

長崎税務署が対応します。

日時 2月24日(日)・3月3日(日)、9時～16時

場所 NBC別館(長崎市上町1-35)

対応内容 確定申告用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談

市役所2階大会議室

期間 2月18日(月)～3月15日(金)※平日のみ

時間 9時～11時30分／13時～16時

※税務署から送付されたはがきを持参してください。

注意事項

- ▶農業所得、不動産所得、営業所得のある人は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越しください。
- ▶以下の申告は諫早税務署で申告してください。
 - ・青色申告
 - ・譲渡所得(土地・建物等、株式)
 - ・住宅関係の控除で内容が複雑なもの(住宅の増改築やリフォームを行った人、中古住宅を取得した人、ローンを連帯債務で組んだ人、ローンの借り換えを行った人、ローンを組まずに住宅を取得した人)
 - ・雑損控除
 - ・損失の繰越

所得税の確定申告はインターネットでできます

例年、申告会場は大変混み合います。インターネットから自宅などで待ち時間なく作成できる「確定申告書等作成コーナー」を、ぜひご利用ください。初めての人も操作しやすく、画面の案内に従って入力するだけで税額が自動計算されます。

作成した申告書は、印刷して諫早税務署へ郵送するか、e-Taxを利用して送信できます。

※詳しくは、下記のホームページ、または諫早税務署へお問い合わせください。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

郵送提出先
 〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

公的年金等の収入が400万円以下の皆さんへ

前年中の収入が公的年金のみで、金額が400万円以下の人は、市県民税の申告、所得税の確定申告ともに必要ありません。ただし、以下の場合はいずれかの申告が必要です。

- ・公的年金以外に所得がある人
 ▶確定申告または市県民税の申告
- ・「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けようとする人
 ▶市県民税の申告
- ・公的年金から所得税が源泉徴収されており、その還付を受けようとする人（「公的年金等の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄に数字が記載されており、計算の結果、還付額が発生する人）
 ▶確定申告

※申告会場では、どちらの申告が必要であるかを判断します。申告書は会場にありますので、市県民税の申告に必要な①～④の書類を持参すれば受け付けができます。

